

令和5年度
大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科
入学者選抜実施細目

- ・大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜
- ・大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜
- ・大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜
- ・大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜

大阪府教育委員会

目 次

第1 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

I	全般的な事項	1
1	実施計画	1
2	適性検査等の会場の整備	1
3	適性検査の内容	1
II	適性検査及び面接	1
1	適性検査及び面接の実施	1
2	適性検査等時間割	2
3	適性検査等実施の要領及び留意事項	3
III	適性検査等の成績の取扱い及び合格者の決定等	5
IV	その他の留意事項	5
V	追検査	
1	追検査の実施	5
2	追適性検査	6
3	追検査の実施の要領及び留意事項	6
4	追検査の成績等の取扱い及び合格者の決定等	6
5	その他の留意事項	6

第2 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

I	全般的な事項	8
1	実施計画	8
2	面接会場の整備	8
II	面接の実施	8
1	面接の日時等	8
2	面接予備日について	9
3	面接実施の要領及び留意事項	9
III	合格者の決定	9
IV	その他の留意事項	10

第1 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

I 全般的な事項

1 実施計画

(1) 知的障がいのある生徒が受験者であることを十分に認識し、適性検査等が円滑に実施されるようあらかじめ周到な計画を立てること。特に事務の分担（総務、検査用紙の保管と分配、検査監督、計時、誘導、連絡等）について十分配慮すること。

なお、高等支援学校長は、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜（以下、「高等支援選抜」という。）にあっては1月31日（火）までに、令和5年度高等支援選抜実施計画（様式K201）及び高等支援選抜適性検査等実施計画（様式K211）を大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）に提出するものとする。

大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科補充入学者選抜（以下、「高等支援補充選抜」という。）にあっては3月17日（金）までに、令和5年度高等支援補充選抜実施計画（様式K202）及び高等支援補充選抜適性検査等実施計画（様式K212）を府教育委員会に提出するものとする。

(2) 申請により承認された配慮事項については、事前に配慮内容を十分に確認するなど、慎重に対応すること。

(3) 高等支援選抜における適性検査（筆答・作業）の受験者数は一室20人を超えないものとし、検査監督者は一室2人以上を原則とする。

2 適性検査等の会場の整備

(1) 検査会場の整備等環境条件については、受験者全員に対して差異が生じないよう配慮すること。

(2) 検査室及びその付近の掲示物等で、適性検査等に関係があると思われるものはあらかじめ取り除いておくこと。

なお、検査室内で適性検査等の実施時刻を受験者に掲示等により示す場合については、掲示物をあらかじめ準備する、又は前日に板書して確認するなど、検査室により差異が生じないよう配慮すること。

(3) 適性検査においては、隣席の者に答案用紙が見えないよう、机の配置等に留意すること。

(4) 適性検査における検査室については、中学校等の校長から文書（様式自由）による申し出のあった病気等の受験者、又は配慮事項申請に基づき府教育委員会より承認を得た受験者に対応する等のため、別途準備しておくこと。

3 適性検査の内容

(1) 適性検査の内容は、府教育委員会において定める。

(2) 適性検査は筆答と作業により実施する。

II 適性検査及び面接

1 適性検査及び面接の実施

適性検査等は、令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）の規定に基づき実施すること。

時間割は次項「2」によることとし、受験者をグループに分け、グループごとに集合時刻を設けるなど、受験者の待機時間が長くならないよう工夫すること。

なお、集合時刻、当日の携行品等については、あらかじめ受験者に周知すること。

2 適性検査等時間割

(1) 高等支援選抜

2月20日（月） [面接時間割]

区分	時間	時刻
グループ①集合		8：30
点呼・諸注意・移動	30分	8：30～9：00
面接	10分程度	9：00～実施
グループ②集合		9：30
点呼・諸注意・移動	30分	9：30～10：00
面接	10分程度	10：00～実施
グループ③集合		10：30
点呼・諸注意・移動	30分	10：30～11：00
面接	10分程度	11：00～実施
グループ④集合		12：30
点呼・諸注意・移動	30分	12：30～13：00
面接	10分程度	13：00～実施
グループ⑤集合		13：30
点呼・諸注意・移動	30分	13：30～14：00
面接	10分程度	14：00～実施
グループ⑥集合		14：30
点呼・諸注意・移動	30分	14：30～15：00
面接	10分程度	15：00～実施

2月21日（火） [適性検査時間割]

区分	時間	時刻
集合		8：30
点呼・諸注意・移動	30分	8：30～9：00
第1時 適性検査（筆答）	問題配付	9：05～9：10
	検査実施	9：10～9：50
	答案回収	9：50～9：55
休憩・待機	15分	9：55～10：10
第2時 適性検査（作業）	問題配付	10：10～10：15
	検査実施	10：15～10：25
	答案回収	10：25～10：30

(2) 高等支援補充選抜

3月23日（木） [面接時間割]

区分	時間	時刻
集合		12：30
面接	点呼・諸注意・移動	20分
	面接	12：30～12：50 ・面接終了後に順次解散

3 適性検査等実施の要領及び留意事項

(1) 点呼等

- ア 集合後、点呼及び班分けを行う。
- イ 次の事項等について、受験者に注意及び指示を与える。

検査室の場所、検査時間割、受験態度、検査室への携行品、休憩時間中の注意（休憩時間には、受験者は検査室から出てもよいが、原則として付添い者と面会はできない。）等

ウ 適性検査の検査室への携行品については次のものに限る。

(ア) 検査時に机の上に必ず置くもの（必ず携行するもの）

受験票、黒鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

(イ) 検査時に机の上に置くことができるもの（携行してもよいもの）

a 事前の承認を必要としないもの

- ・鉛筆削り（電動式、大型のもの及びナイフ類を除く）
- ・時計（計時機能だけのもの）
- ・無地のハンカチ（ハンドタオルを含む）
- ・ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）

b 事前の承認を必要とするもの

- ・辞書

受験上の配慮により辞書等の持ち込みを認められた者は、高等支援選抜においては2月16日（木）正午までに志願先高等支援学校長に使用辞書を提出すること。

なお、提出された辞書は、適性検査実施当日の第1時の適性検査（筆答）問題配付と同時に引き渡す。

- ・障がいのある生徒や日本語指導が必要な帰国生徒等に対する受験上の配慮として必要なもの

(ウ) (ア)(イ)以外の身の回り品

なお、以下のものは検査室へ携行することができない。

- ・分度器、分度器機能付き定規、計算機
- ・携帯電話・スマートフォン等の通信機器、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類
また、かばん、服等で、文字や地図等が入っていることにより問題の解答に影響があると考えられるものは、携行又は着用しないこと。

エ 班ごとに監督者引率のもと、検査室、又は面接待機場所へ誘導する。

(2) 面接

ア 面接の概要

(ア) 面接は個人面接とし、保護者同伴を原則とする。やむを得ず保護者以外の者が同伴する場合は、あらかじめ中学校等の校長からの申し出を受け、高等支援学校長が許可をした者に限り認める。

(イ) 面接時間は、高等支援選抜については1人あたり10分程度、高等支援補充選抜については15分程度とする。

(ウ) 面接員は、2人以上とする。

(エ) 面接室へ受験票を必ず携行し、その他の携行品については適宜定め、あらかじめ受験者に周知する。

イ 面接の観点

(ア) 入学の意欲

(イ) 志願する高等支援学校のアドミッションポリシーについての理解

(ウ) 将来に向けての学習上や生活上の目標の確かさ

(エ) 自己申告書の記述内容、中学校等における学習状況や活動状況等、その他志願する高等支援学校が必要と認めた事項

ウ 補充選抜における面接

面接の中で以下のいずれかのテーマについて発表するよう受験者に求める。発表にあたっては、事前に様式K261に発表内容を記入し、持ち込みを可能とする。なお、必ずしも様式K261を使って発表を行う必要はなく、提出も求めない。

テーマ1：あなたにとって“働く”とはどんなことですか？

テーマ2：高等支援学校卒業後、どんな自分になっていたいですか？

(イ) 発表の時間については、2分間程度とする。

(ロ) 発表時の観点は以下のとおりとする。

テーマ1：①働くことへの意欲はどうか。

②働くことについてイメージを持てているか。

③具体的に説明ができるか。

テーマ2：①将来について意識をどう持っているか。

②卒業後の自分の姿をイメージできているか。

③具体的に説明ができるか。

エ 留意事項

(ア) 面接員は服装、受験者に対する態度、言葉遣い等に十分注意すること。

(イ) 受験者の緊張をときほぐすように配慮すること。

(ウ) 質問を受けて、受験者が警戒的になったり、面接員の誠意が疑われるような問い合わせしないこと。

(エ) 受験者が答えている間は傾聴して、その話を中断しないこと。たとえ、受験者が質問の意味を間違えてとったり、面接員の期待しないことを話し出しても、事情の許す限り最後まで聞くこと。

(オ) 質問にあたっては、受験者の人権が損なわれないよう十分配慮すること。

次の項目に関する質問はしないこと。

受験者の思想、生活信条、宗教、支持政党、加入団体、尊敬する人物、本籍、購読新聞、愛読書、血液型、家庭の資産、住居とその環境、家族の学歴・職業・地位・収入、家族の関係、家庭の環境、生い立ち（生まれ育った所）、最寄り駅等

（3）適性検査（筆答・作業）

ア 監督者は、検査実施前に検査内容を確認し、検査問題配付に誤りのないよう注意すること。

イ 印刷不鮮明等に備えて、予備の中から監督者用として余分に検査室へ検査問題を持参すること。

ウ 落丁、乱丁があった場合や、印刷が不鮮明なものがあった場合は、監督者用の検査問題と差し替える等、受験者の不利益にならないよう対処すること。

エ 配慮により別室等で受験を認められた者の検査問題は配慮内容によって異なる場合があるため、配慮内容等を確認し、検査問題配付に誤りのないよう注意すること。

オ 検査問題配付に当たり、受験者に対して検査内容及び検査時間を知らせること。検査問題は、表紙を上にして閉じたまま配付すること。また、次の事項を周知徹底すること。

（ア） 検査問題の表紙にある「注意事項」及び「検査の説明」をよく読み、監督者の指示により該当欄に受験番号を記入すること。また、監督者の指示があるまで、中は開かないこと。

（イ） 検査開始の合図により、まず、検査問題用紙に不備や不足がないことを確認したうえで解答にとりかかること。不備や不足があった場合は挙手すること。

（ウ） 監督者は問題についての質問には一切答えないが、印刷が不鮮明な場合は挙手すること。

（エ） 答案を書き終わっても、検査時間終了までは、退室できないこと。

（オ） 検査終了の合図により、解答をやめ、指示があるまで待機すること。

（カ） 検査問題用紙等は絶対に持ち帰らないこと。

（キ） その他、監督者に連絡があるときは挙手すること。

カ 検査の開始と終了の時刻を厳守すること。

キ 検査中は適宜机間巡回を行い、受験番号の記入漏れ及び記入誤りがないよう注意すること。

ク 検査中の時間の経過について、適当な方法で示すこと。

ケ 他人の答案を窃視する等不正な行為のないよう十分に監督すること。

コ 終了時には必ず検査室において検査問題用紙を回収し、枚数及び受験番号を確認すること。

サ 検査問題の不備等、不測の事態が発生した場合は、本部と連絡をとり、指示を仰ぐこと。

（4）遅刻者の対応

原則として、面接の遅刻者に対しては、各グループの集合時刻（高等支援補充選抜については指定された集合時刻）から20分以内、適性検査の遅刻者に対しては、適性検査（筆答）の開始から20分以内の者に限り、受験を

許可することができる。

ただし、検査の終了時刻は、変更しないこと。

また、高等支援学校長は、遅刻者への対応について、必要に応じ、府教育委員会と協議のうえ、適切に対応すること。

III 適性検査等の成績の取扱い及び合格者の決定等

- 1 採点及び評価は、府教育委員会が定めた「採点及び評価基準」によって実施し、機密を保持しながら厳正公平に行うこと。
- 2 適性検査等の成績の取扱い及び合格者の決定等
 - (1) 実施要項の各規定に基づき公正に行うこと。
 - (2) 適性検査については、点数による評価とすること。
 - (3) 高等支援選抜においては、調査書及び推薦書の記載事項並びに面接・適性検査の結果をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。
 - (4) 高等支援補充選抜では、調査書及び推薦書の記載事項並びに面接の結果をもとに総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

IV その他の留意事項

- 1 適性検査の問題の発表は、行わないこと。
- 2 検査問題等の残部を外部へ出すことは慎むこと。
- 3 府教育委員会が必要により適性検査の答案等の提出を求めることがあるので、あらかじめ承知すること。
- 4 検査会場等における報道機関の取材等は、受験者に悪い影響を及ぼさない範囲内で、高等支援学校長が許可した場合に限る。
- 5 検査等実施に当たって事故が発生した場合は、高等支援学校長はその措置状況を府教育委員会に速やかに電話で報告し、改めて文書報告すること。
- 6 入学者選抜における受験上の配慮事項については、別表1～別表2（7ページ）に示すとおりとする。
- 7 高等支援学校長は、中学校等の校長から文書（様式自由）による申し出のあった知的障がい以外の障がいを併せ有する受験者及び同伴する障がいのある保護者で、面接における配慮を希望する者がいる場合は、府教育委員会と協議のうえ適切な配慮を行うことができる。
なお、中学校等の校長からの申し出については、高等支援選抜は2月2日（木）までの午前10時から午後4時まで、高等支援補充選抜は3月8日（水）から3月14日（火）までの午前10時から午後4時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 8 受験を希望するすべての者に対して、受験機会を保障するという視点に立った学校全体の体制の整備に努め、実施要項及び本実施細目の規定に従って適切に実施すること。
- 9 検査中に受験者が声を出す等、他の受験者に著しい影響を及ぼすような事態が生じたときは、当該受験者を別室に誘導するなど、適切に対処すること。
なお、当該受験者の検査は、別室にて続けること。
- 10 入学者選抜の資料を合格者のクラス分けに利用する場合は、あらかじめ合格者及びその保護者にその旨通知しておくこと。

V 追検査

1 追検査の実施

追適性検査は、実施要項における「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜」の「IX 追検査」（P5～P6）の規定に基づき、次の時間割により府教育委員会が実施する。ただし、集合時刻は、府教育委員会において、実情に応じて若干変更することがある。

なお、実施方法及び当日の携行品等については、府教育委員会において、申出受付時に受験者に周知する。

2 追適性検査

(1) 高等支援選抜に係る追適性検査

3月 19 日 (日)

区分	時間	時刻
集合		9:00
点呼・諸注意・移動	30分	9:00～9:30
第1時 適性検査(筆答)	問題配付	9:35～9:40
	検査実施	9:40～10:20
	答案回収	10:20～10:25
休憩・待機	15分	10:25～10:40
第2時 適性検査(作業)	問題配付	10:40～10:45
	検査実施	10:45～10:55
	答案回収	10:55～11:00

3 追検査の実施の要領及び留意事項

追適性検査は、本実施細目「II」の3の(1)(3)(4) (P3～P5) 及び「IV」 (P5) に準じて行う。

なお、遅刻者に対しては、第1時の検査開始から 20 分以内 (10 時まで) の者に限り、受験を許可する。ただし、この場合、検査時間の延長は認めない。

高等支援選抜において受験上の配慮により辞書の持込みを認められている者に対しては、追適性検査時にも同様に辞書の持込みを認める。その際、辞書の持込みを認められた者は、志願先高等支援学校から使用辞書を回収し、3月 17 日 (金) 正午までに大阪府教育庁教育振興室支援教育課学事・教務・支援グループ (大阪府庁別館5階) に提出すること。

提出された辞書は、追適性検査実施当日の第1時の問題配付と同時に引き渡す。

また、高等支援選抜において受験上の配慮により辞書以外の物品の持込みを認められている場合、追適性検査時にも同様に当該物品の持込みを認める。なお、追適性検査の検査場所に当該物品を持ち込む日時等の詳細については、追検査の受験票送付時に連絡する。

4 追検査の成績等の取扱い及び合格者の決定等

採点及び評価は、志願先高等支援学校において、追検査日当日に手交する「採点資料」に基づいて採点基準を作成し、機密を保持しながら厳正公平に行うこと。

- (1) 実施要項における「第2 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科(本校) 入学者選抜」の「IX」の「2 追適性検査による判定」(3)(4) (P6) の各規定に基づき公正に行うこと。
- (2) 合格者の決定に当たっては、追適性検査の合格者の決定は、追適性検査の結果、調査書及び自己申告書をもとに総合判定する。
- (3) 高等支援選抜の合格者数が募集人員を満たしている高等支援学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、高等支援選抜の合格者数が募集人員を満たしていない高等支援学校においては、募集人員を満たすよう合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

5 その他の留意事項

- (1) 追適性検査問題の発表は、行わないこと。
- (2) 府教育委員会が必要により追適性検査の答案の提出を求めることがあるので、あらかじめ承知すること。
- (3) 受験を希望するすべての者に対して、受験機会を保障するという視点に立った学校全体の体制の整備に努めること。

また、追検査の実施に当たっては、障がいなどを理由に不合理な対応がなされることのないよう、実施要項及び本実施細目の規定に従って適切に実施する。

<参考> 追検査の申出場所について

府教育委員会が別に定める場所

【別表1】府教育委員会の審査が必要な配慮事項

I 障がいの状況により特に配慮が必要な生徒に対する配慮（様式K501～K503による申請）

種類	対象者	内容	受験室
1 適性検査時間の延長	(1) 強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 (2) 体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 (3) 両上肢機能の障がいが著しい者 (4) その他、障がい等の状況により検査時間の延長が必要とする者	各適性検査に規定した検査時間の約1.3倍	別室
2 代筆解答	障がいにより、筆記することが不可能又は困難な者	(1) 適性検査（筆答）の代筆解答のみ (2) 適性検査（筆答）の代筆解答及び適性検査（筆答）時間の延長（約1.3倍）	別室
3 介助者の配置	障がいの状況により、受験に際して介助が必要と認められる者	(1) 介助のみ (2) 介助及び適性検査時間の延長（約1.3倍） (注) 介助の内容は、別途、中学校等と府教育委員会とで協議する。 なお、介助者の配置は、検査室内に原則として中学校等教諭を1名とする。	別室
4 問題用紙等の変更	障がい等の状況により、通常の適性検査問題用紙等による解答が困難な者	拡大した検査問題用紙等（原則A3判）の使用	別室
5 物品の持込み	適性検査の実施にあたって、実施細目により必ず携行するもの又は携行してもよいものと定めたもの以外の物品の持込みを必要とする者	物品の持込み	別室

II 日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮（様式K504～K506による申請）

種類	対象者	内容	受験室
1 適性検査時間の延長	原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第1学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別な事情がある者	適性検査時間の約1.3倍	別室
2 辞書持込	上記「1 適性検査（筆答）時間の延長」を認められた日本語指導が必要な帰国生徒等で、辞書持込を希望する者	受験者が希望する外国語の辞書の持込みを2冊まで可能とする（例：日中辞典と中日辞典） ただし、和英、英和辞典及び英語が記載されているものは適性検査（筆答）では使用できない。	別室
3 自己申告書の日本語以外の使用	自己申告書の日本語以外の使用を希望する者	日本語以外で作成した自己申告書を出願前の定められた日（※）までに、府教育委員会に提出する。 その後、志願者は日本語に翻訳し厳封された自己申告書を受け取り、出願時に志願先高等支援学校へ厳封された状態で提出する。	—

※令和5年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜は令和5年2月2日（木）までとする。

【別表2】高等支援学校長の判断による配慮事項

種類	対象者	内容	様式
1 別室	障がいの状況や病気等により所定の検査室において受験できない者（府教育委員会の審査が必要な配慮事項に申請する者を除く。）	(1) 別室による受験 (2) 休憩時間の延長 (1)の別室受験を認めた者で、特に必要と認められる者について、休憩時間を延長することも差し支えないが、あらかじめ設定された検査時間の変更や延長は行わない。休憩時間の延長を行う場合は府教育委員会に連絡すること。	様式K511
2 座席の変更	障がいの状況や病気等により座席の変更等を必要とする者	座席の変更	—
3 補聴器等の使用	補聴器等の使用を必要とする者	補聴器等の使用	—

高等支援学校長から府教育委員会への報告について、「1 別室」は様式K561を使用すること。

第2 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

I 全般的な事項

1 実施計画

面接が円滑に実施されるようあらかじめ周到な計画を立てること。特に事務の分担について十分配慮すること。

なお、高等支援学校長は、設置校の校長を通じて、大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下「共生推進教室選抜」という。）の実施計画にあっては、様式K203及び様式K221により、1月30日（月）までに府教育委員会に提出するものとする。大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学者選抜（以下「共生推進教室補充選抜」という。）の実施計画にあっては、様式K204及び様式K222により、3月20日（月）までに府教育委員会に提出するものとする。

2 面接会場の整備

- (1) 面接会場の整備等環境条件については、受験者全員に対して差異が生じないよう配慮すること。
- (2) 面接室及びその付近の掲示物等で、面接に関係があると思われるものはあらかじめ取り除いておくこと。

II 面接の実施

1 面接の日時等

面接は出願した設置校で行う。

各受験者の開始時刻、当日の携行品等については、あらかじめ受験者に周知すること。

受験者はそれぞれの面接開始時刻の30分前に集合すること。

(1) 共生推進教室選抜

2月17日（金）

府立東住吉高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時00分から個人別に実施

府立北摂つばさ高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時00分から個人別に実施

府立緑風冠高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時00分から個人別に実施

府立金剛高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時15分から個人別に実施

府立信太高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時00分から個人別に実施

府立久米田高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時30分から個人別に実施

府立今宮高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時30分から個人別に実施

府立千里青雲高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時00分から個人別に実施

府立芦間高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時00分から個人別に実施

府立枚岡樟風高等学校

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	午前9時00分から個人別に実施

(2) 共生推進教室補充選抜

3月23日（木）

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	実施校が指定する時間により個人別に実施

2 面接予備日について

共生推進教室選抜に出願した志願者のうち、「第2 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜」の「II 面接の実施」「1 面接の日時等」「(1) 共生推進教室選抜」に示す実施日に感染症に罹患しており、当日の受験が認められなかった者に対して、次の日時に面接を行う。設置校の校長は、対象者が判明した段階で、様式K271により対象者の在籍する中学校等を通じて、対象者とその保護者に面接開始時刻等を通知する。

予備日の面接の日時等

2月27日（月）

	時 間	時 刻
面 接	各人 20 分 程度	実施校が指定する時間により個人別に実施

3 面接実施の要領及び留意事項

- (1) 面接は個人面接とし、保護者同伴を原則とする。
- (2) 面接時間は1人当たり20分程度とする。
- (3) 面接は、面接室において設置校の教員が複数で担当する。
- (4) 面接室へ必ず携行するものは受験票とし、その他の携行品については適宜定め、あらかじめ受験者に周知する。
- (5) 遅刻者については、当該受験者の面接開始時刻から原則として60分以内の遅刻者に限り、受験を許可することができる。

III 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに、次の観点等により総合判定する。

- 1 共生推進教室を設置する高等学校の特色及び共生推進教室の教育課程の理解
- 2 中学校等内外における学習や活動の状況
- 3 様々な事柄に対する興味・関心の広さ
- 4 他の生徒とともに学ぼうとする意欲
- 5 出身中学校等など、地域の関係機関との連携

IV その他の留意事項

- 1 報道機関の取材等は、受験者に悪い影響を及ぼさない範囲内で、高等支援学校長が設置校の校長を通じて許可した場合に限る。
- 2 面接実施に当たって事故が発生した場合は、高等支援学校長が設置校の校長を通じてその措置状況を府教育委員会に速やかに電話で報告し、改めて文書報告すること。
- 3 高等支援学校長は、中学校等の校長から文書（様式自由）による申し出のあった知的障がい以外の障がいを併せ有する受験者及び同伴する障がいのある保護者について、府教育委員会と協議のうえ適切な配慮を行うことができる。

なお、中学校等の校長からの申し出について、共生推進教室選抜にあっては2月2日（木）までの午前10時から午後4時まで、共生推進教室補充選抜にあっては3月13日（月）から3月17日（金）までの午前10時から午後4時までとし、設置校の校長を通じて行う。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 4 高等支援学校長は、病気等のため所定の面接室において受験できない者については、別表2（7ページ）の規定に従い、適切に対応すること。

なお、中学校等の校長からの申し出については、設置校の校長を通じて行うこと。
- 5 受験を希望するすべての者に対して、中学校等の校長からの連絡内容等を踏まえ、受験機会を保障するという視点に立った学校全体の体制の整備に努め、実施要項及び本実施細目の規定に従って適切に実施すること。
- 6 入学者選抜の資料を設置校における合格者のクラス分けに利用する学校においては、あらかじめ合格者及びその保護者にその旨通知しておくこと。
- 7 面接については、保護者同伴が原則であるが、やむを得ず保護者以外の者が同伴する場合は、あらかじめ、中学校等の校長が設置校の校長に申し出、高等支援学校長が許可をした者に限り認める。